

特 定 自 動 運 行 許 可 申 請 書 <div style="text-align: right;">○年 ○月 ○日</div> 長 崎 県 公 安 委 員 会 殿 申請者の氏名又は名称及び住所 長 崎 市 大 黒 町 ○ 番 ○ 号 警 察 太 郎	
ふりがな	かぶしきかいしゃけいさつうんそう
氏名又は名称	株 式 会 社 警 察 運 送
住 所	長 崎 市 尾 上 町 3 番 3 号 電 話 （ 0 9 5 ） 8 2 0 - 0 1 1 0 番
ふりがな	法人にあつては、その役員
法人にあつては、その役員	の住所
代表者	けいさつたろう 長 崎 市 大 黒 町 ○ 番 ○ 号 警 察 太 郎
特定自動運行計画の概要	別紙のとおり

- 備考 1 特定自動運行計画の概要の欄の記述の末尾に「（特定自動運行計画の詳細は別紙による。）」と記載し、道路交通法第七十五条の十二第二項第二号イからニまでに掲げる事項を記載した特定自動運行計画を添付すること。
- 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別紙

※ 次の項目について、具体的に記載する。

特定自動運行計画の概要

1 特定自動運行に使用する自動車

- ①車名及び型式
- ②自動車登録番号又は車両番号及び車台番号
- ③長さ、幅及び高さ
- ④自動運行装置に係る使用条件

2 特定自動運行に関する事項

① 特定自動運行を管理する場所の所在地及び連絡先

特定自動運行を管理する場所の住所（部屋番号等を含む）及び電話番号を記載する。

② 特定自動運行経路

経路を地図上に記載して示し、具体的な地番を記載する。

③ 特定自動運行日及び時間帯

「土日祝日を除く平日午前9時から午後5時まで毎時1往復」等のように、特定自動運行を行う日及び時間帯を特定しうる程度の記載をする。

④ 特定自動運行により運送される人又は物

- ・ 移動サービスとして行う場合は、乗客として想定される経路の周辺住民及び近隣の観光地に向かう観光客等を記載する。
- ・ 移動物販車として行う場合は、運送及び販売する商品等を記載する。

⑤ 特定自動運行を行うための前提となる気象条件

「周辺の交通状況等を検知できない強い雨や濃霧等の悪天候ではないこと」等のように、どのような気象状況下において特定自動運行を行うか又は行わないかを特定しうる程度の記載を行う。

⑥ 特定自動運行を行うための前提となる道路構造

道路に埋設された電磁誘導線等の自動運行補助施設その他の特定の道路構造が特定自動運行の前提となっている場合には、その道路構造について記載する。

⑦ 特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が交通に及ぼす影響の程度

交通量が少ないなどの経路の交通状況に基づき、特定自動運行が終了し、その後の対応を特定自動運行業務従事者が駆け付けて行うまでの間、停止している特定自動運行自動車が他の交通を妨げるおそれがないことなどを記載する。

3 特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない事項

① 特定自動運行実施者が、特定自動運行主任者及び特定自動運行業務従事者に対し法令等に規定する措置を確実に実施するための教育の具体的内容及び実施方法

- ・ 教育の具体的内容： どのような事項について教育を実施するか

- ・実施方法： そのような者が、どのような方法で、どのような時期、期間及び頻度で教育を実施するか等を記載する。

② 特定自動運行実施者が行う特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者の指定方法
指定の方法として、

- ・ 特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者となり得る者として確保している人数
- ・ 特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者を指定する行為(書面の交付、腕章の貸与等)
- ・ 指定した旨の記録の方法
- ・ 他の事業者にて特定自動運行主任者や現場措置業務実施者としての業務を委託し、当該事業者の従業員を同者として指定する場合には、当該事業者名や契約状況

等を記載する。

③ 道路交通法施行規則第9条の29の要件に該当する遠隔監視装置を特定自動運行を管理する場所に備え付け、特定自動運行主任者を配置する措置の実施方法及び人員その他の体制

- ・ 特定自動運行を管理する場所と特定自動運行用自動車の車内の別
- ・ 勤務体制（当番制としている場合には当番表等
- ・ 遠隔監視装置の仕様

等を記載する。

④ 特定自動運行中である旨の表示の具体的方法

表示に係る装置の仕様や、その装置が特定自動運行用自動車に設置されている状況を示す写真等を記載する

⑤ 特定自動運行中の故障その他の理由によりトラブル発生時の運行終了措置及び交通事故発生時の措置を講ずるための設備、人員その他の体制、その手順

- ・ 講ずるための設備： 特定自動運行主任者や現場措置業務実施者が特定自動運行を管理する場所等から交通事故の現場等に駆け付けるために必要となる自転車等の設備や、現場措置業務実施者が待機するための建物
- ・ 実施体制： どれだけの人数の現場措置業務実施者がどこに待機しているか
- ・ 実施要領： どのような方法でこれらの措置を行うか

等を記載する。